



平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社パスコ
代表者名 代表取締役社長 杉本陽一
(コード番号：9232 東証第1部)
問合せ先 総務人事部長 荒田直行
(TEL. 03-5722-7603)
親会社 セコム株式会社(コード番号:9735)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 58 回定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ア) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第20条(取締役会の設置)、第32条(監査役および監査役会の設置)、第42条(会計監査人の設置)を新設するものであります。あわせて、「取締役および取締役会」に関する条項と「監査役および監査役会」に関する条項とを別章方式に変更するものであります。
 - イ) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第6条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ウ) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため第10条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
 - エ) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第28条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - オ) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - カ) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
 - キ) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- (2) その他
 - ア) 取締役会決議に基づき、平成18年3月31日付にて自己株式2百万株を消却したことに伴い、第5条(発行可能株式総数)の発行可能株式総数を200,030,995株に変更

するものであります。

イ) 機動的な資本政策の遂行を可能にするべく、会社法第165条第2項の規定に従い、自己の株式の取得を取締役会決議によって行うことができるよう、第7条（自己の株式の取得）を新設するものであります。

ウ) 当会社の単元未満株式を有する株主の利便性を図るため、会社法第194条の規定に従い、当該株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができるよう、第9条（単元未満株主の売渡し請求）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月23日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年6月23日（金曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は株式会社パスコと称する 英文ではPASCO CORPORATIONとする</p> <p>(目 的) 第2条 当社は次の事業を行うことを目的とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機を使用する事業 2. 人工衛星使用による地理情報取得、データ解析並びに加工、販売 3. 航空写真測量、地上測量、水路測量等測量全般並びに土木設計調査 4. 環境影響評価に係る諸調査の受託及びコンサルティング業務 5. コンピュータ情報処理サービス並びに情報処理データ、ソフトウェア及び情報処理機器の開発、販売、リース、レンタル 6. 地質調査並びにこれに関連する工事 7. 不動産の管理、売買、賃貸 8. 地図編纂並びに印刷及び書籍その他出版物の製作、販売 9. 建設工事の設計、監理及び請負業 10. 労働者派遣事業 11. 不動産鑑定業 12. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p>(本 店) 第3条 当社は本店を東京都目黒区に置く (公告の方法) 第4条 当社の公告は電子公告により行う 但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は <u>202,030,995株</u>とする</p> <p><u>新設</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第6条 当社の1単元の株式数は<u>1,000株</u>とする</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>移設</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、<u>株式会社パスコ</u>と称する。 英文では、<u>PASCO CORPORATION</u>とする。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機を使用する事業 2. 人工衛星使用による地理情報取得、データ解析並びに加工、販売 3. 航空写真測量、地上測量、水路測量等測量全般並びに土木設計調査 4. 環境影響評価に係る諸調査の受託及びコンサルティング業務 5. コンピュータ情報処理サービス並びに情報処理データ、ソフトウェア及び情報処理機器の開発、販売、リース、レンタル 6. 地質調査並びにこれに関連する工事 7. 不動産の管理、売買、賃貸 8. 地図編纂並びに印刷及び書籍その他出版物の製作、販売 9. 建設工事の設計、監理及び請負業 10. 労働者派遣事業 11. 不動産鑑定業 12. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、<u>本店を東京都目黒区に置く。</u> (公告方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の <u>発行可能株式総数は、</u> <u>200,030,995株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。 ② <u>前項の規定にかかわらず、当社は、株式取扱規程に定めるところにより、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p><u>移設</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は<u>1,000株とする。</u></p>

(株券の種類)
第7条 当社の発行する株券の種類は取締役会
において定める株式取扱規程による

(1 単元未満株券の不発行)

第8条 当社は、1単元の株式の数に満たない
株式（以下「単元未満株式」という）に
係わる株券を発行しない

(株主等の届出事項)

第9条 株主、実質株主及び登録質権者又はその
法定代理人若しくは代表者は所定の書式
により住所、氏名及び印鑑を届け出るも
のとする

② 前項の事項に変更を生じた場合には、そ
れぞれ所定の手続きにより届け出るもの
とする

新設

新設

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終株主名簿
(実質株主名簿を含む)に記載又は記録され
た議決権を有する株主をもって、その
決算期に関する定時株主総会において株
主の権利を行使することができる株主と
する

② 前項のほか必要ある場合には、取締役会
の決議によりあらかじめ公告を行い臨時
に基準日を定める

(名義書換等の手続)

第11条 当社の株式の名義書換、実質株主名簿
の作成、実質株主通知の受理、株券喪失
登録及び単元未満株式の買取りその他株
式に関する事項は取締役会において定め
る株式取扱規程による

② 当社は株式につき名義書換代理人を置
く

新設

移設統合

削除

削除

(単元未満株主の売渡し請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主（実
質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱
規程に定めるところにより、その有する
単元未満株式の数と併せて単元株式数と
なる数の株式を売り渡すことを請求する
ことができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権
利以外の権利を行使することができな
い。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権
利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権
利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当
てを受ける権利
4. 前条に定める単元未満株式の売り渡し
を請求する権利

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名
簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に
記載または記録された議決権を有する株
主をもって、その事業年度に関する定時
株主総会において株主の権利を行使する
ことができる株主とする。

② 前項に定めるほか必要がある場合には、
取締役会の決議によってあらかじめ公告
を行い臨時に基準日を定める。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所
は、取締役会の決議によって定め、これ
を公告する。
③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿およ
び新株予約権原簿に関する事務は、これ
を株主名簿管理人に委託し、当社にお
いては取り扱わない。

(株式に関する取扱)

第13条 当社の発行する株券の種類、単元未満
株式の買取りならびに株式、株券喪失登
録および新株予約権に関する取扱いおよ
び手数料は、法令または本定款のほか、
取締役会において定める株式取扱規程に
よる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要の際随時招集する

- ② 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する

(議長)

第13条 株主総会の議長は社長がこれに任じ、社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに任ずる

(決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除くほか、出席した株主及び実質株主の議決権の過半数によってこれをなす

- ② 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う

- ③ 総会の議事については議事録を作成し議長並びに出席取締役これに記名捺印又は電子署名を行い、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く

(議決権の代理行使)

第15条 株主及び実質株主は議決権を有する他の株主及び実質株主に委任してその議決権を行使することができる

- ② 前項の場合においては、代理権を証する書面を総会ごとに会社に提出しなければならない

新設

新設

第4章 取締役、監査役及び取締役会、監査役会
新設

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(株主総会の議長)

第15条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会の決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

- ③ 削除

(株主総会の議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合においては、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事録は、開催の日時および場所、議事の経過の要領およびその結果、ならびにその他法令で定める事項を内容とし、書面または電磁的記録をもって作成する。

- ② 議事録の原本は、決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当社は、取締役会を置く。

(員 数)

第16条 当社の取締役は20名以内、監査役は4名以内とする

(選任方法)

第17条 取締役及び監査役は株主総会において選任する

② 取締役及び監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主及び実質株主が出席し、その過半数をもってこれを行う

③ 取締役の選任決議については累積投票によらない

(任 期)

第18条 取締役の任期は就任後1年内、監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする

② 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする

③ 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする

(取締役会の招集通知)

第19条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日より3日前に通知を発するものとする

但し、緊急の必要あるときはこの限りでない

新設

(取締役会の招集者及び議長)

第19条の2 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集し、その議長となる

但し、社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに任ずる

(取締役会規則)

第20条 取締役会に関しては、本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による

(代表取締役等の選任)

第21条 取締役会の決議をもって、代表取締役を定める

② 代表取締役は各自当社を代表する

③ 取締役会の決議をもって、社長1名を選任する他に取締役中から会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選任することができる

④ 取締役会の決議をもって、相談役又は顧問を置くことができる

新設

新設

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 削除

③ 移設

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

移設

(代表取締役等の選定)

第26条 当社は、取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

④ 取締役会は、その決議によって、相談役または顧問を置くことができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録に

<p>(取締役会議事録) <u>第21条の2</u> 取締役会の議事については議事録を作成し出席取締役及び出席監査役記名捺印又は電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く</p>	<p>より同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録) <u>第29条</u> 取締役会の議事録は、開催の日時および場所、議事の経過の要領およびその結果、ならびにその他法令で定める事項を内容とし、書面または電磁的記録をもって作成する。議事録には、出席取締役および出席監査役が記名押印または電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く。</p>
<p>移設</p>	<p>(取締役会規則) <u>第30条</u> 取締役会に関しては、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>移設</p>	<p>(取締役の報酬等) <u>第31条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>新設 新設</p>	<p><u>第5章 監査役および監査役会</u> (監査役および監査役会の設置) <u>第32条</u> 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>
<p>新設</p>	<p>(監査役の員数) <u>第33条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p>
<p>新設</p>	<p>(監査役の選任) <u>第34条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>新設</p>	<p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>新設</p>	<p>(監査役の任期) <u>第35条</u> 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>新設</p>	<p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤監査役) <u>第22条</u> 監査役の互選をもって常勤監査役を1名以上置く</p>	<p>(常勤の監査役) <u>第36条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集通知) <u>第22条の2</u> 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日より3日前に通知を発するものとする</p>	<p>(監査役会の招集通知) <u>第37条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。</p>
<p>但し、緊急の必要あるときはこの限りでない</p>	<p>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>新設</p>	<p>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>新設</p>	<p>(監査役会の決議方法) <u>第38条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>

(監査役会議事録)

第22条の3 監査役会の議事については議事録を作成し出席監査役記名捺印又は電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く

(監査役会規則)

第22条の4 監査役会に関しては、本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による

(取締役及び監査役の報酬等)

第23条 取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金は、これを区分して株主総会の決議をもって定める

新設
新設

新設

新設

新設

第5章 計 算

(営業年度)

第24条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする

(利益の処分)

第25条 毎期の未処分利益は、次のごとく処分する

1. 利益準備金 利益の処分として支出する金額の10分の1以上
 2. 利益配当金 若 干
 3. 役員賞与金 若 干
 4. 次期繰越金 若 干
- ② 前項のほか、別に任意積立金として処分することができる

(利益配当金)

第26条 利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び実質株主名簿に記載又は記録された実質株主又は登録質権者に支払う

- ② 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金は、転換請求日の属する営業年度の初めに転換があったものとみなしてこれを支払う

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事録は、開催の日時および場所、議事の経過の要領およびその結果、ならびにその他法令で定める事項を内容とし、書面または電磁的記録をもって作成する。議事録には、出席監査役が記名押印または電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関しては、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

削除

(剰余金の配当等)

第47条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

- ② 前項のほか、当社は、株主総会の決議によって、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

③ 利益配当金は、支払開始の日から起算して満3年を経過したときは当社は支払の義務を免れる

④ 未払配当金には利息を付けない

新設

(剰余金の配当金の除斥期間)

第48条 剰余金の配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

② 未払いの配当金には利息をつけない。

以 上